

「カネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針（案）」に関する意見の募集について寄せられた御意見について

平成24年11月30日

厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課
農林水産省食料産業局食品製造卸売課
農林水産省生産局農産部貿易業務課

カネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針（案）について、平成24年10月17日から平成24年11月4日まで、厚生労働省のホームページを通じて御意見を募集しましたところ、20人の方々から御意見をいただくとともに、平成24年10月23日に福岡において開催したカネミ油症患者団体への説明会においても御意見をいただきました。

お寄せいただきました御意見を整理・要約し、それらに対する回答について、以下のとおり取りまとめましたので公表いたします。なお、取りまとめの都合上、いただいた御意見は適宜要約しております。

今回御意見をお寄せいただきましたの方々のご協力に、厚く御礼申し上げます。

番号	項目	御意見の概要	回答
1	関係者の責務	<ul style="list-style-type: none">・国が直接医療券を支給するなど、被害者を直接救済してほしい。	国は、「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」（以下「法」という。）に規定された国の責務を踏まえ、本指針に基づいて、原因事業者であるカネミ倉庫株式会社による医療費や一時金の残余等の支払が確実に実施されるよう、その状況について把握するとともに、必要に応じてカネミ倉庫株式会社に対する指導を行っていきます。
2		<ul style="list-style-type: none">・PCBを製造したカネカにも患者を支援する責任があるのではないか。・被害の回復を支援するために必要な施策を行う主体はカネミ倉庫に限る必要はなく、カネミ倉庫以外に対する取組についても記載すべき。	法において、原因事業者は、カネミ油症が生ずる原因となった食用油を製造した事業者と規定されており、本指針においても、法に沿って原因事業者の責務を具体化しています。

3		<p>「国及び自治体は、本法の施行及び今後の実施にあたり、カネミ油症患者の要望及び意見に十分配慮する」を付け加えてほしい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、指針第七（３）に、「国は、カネミ油症患者の要望及び意見を把握し、施策」と追記します。</p>
4		<ul style="list-style-type: none"> 原因事業者の事業継続が困難となった場合は、当該原因事業者に代わり国が直接医療費等の支払いを行うのか。 	<p>法附則第３条は、経済的社会的環境の変化その他の事情により原因事業者の事業の継続が困難となることが明らかとなった場合には、「この法律の規定について速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする」と規定しており、具体的措置については、明示されておりません。いずれにせよ、国としては、原因事業者の事業の継続が困難となることがないように、事業の実施状況等を把握し、必要な指導を行っていきます。</p>
5	医療費の支払	<ul style="list-style-type: none"> 医療費については、「医療費（通院のための交通費を含む。）」とされているが、その範囲を広くとらえ、できるだけ限定しないでほしい。 直接的な医療費だけでなく、食費や家族の交通費等の経費についても対象としてほしい。 支払対象となる医療費の基準を明確化するとともに、確実に医療費が支払われるように必要な監視、指導を行ってほしい。 	<p>国としては、原因事業者からカネミ油症患者への医療費の支払が適切になされるべきと考えております。その具体的な範囲や方法等については、指針第七（３）に規定する協議の場において、検討していくものと考えております。</p> <p>また、国は原因事業者に対する支援の結果、カネミ油症患者に対する支払いが適切に行われているか等について把握するとともに、必要に応じて原因事業者に対する指導を行っていきます。</p>

6	一時金	<ul style="list-style-type: none"> 指針第二の「一時金」とは何を意味するのか。 	<p>過去の、カネミ油症患者と原因事業者との間の訴訟上の和解等における一時金を意味します。この意味が明確になるよう、指針前文の「一時金」を「過去の訴訟上の和解等に基づく一時金」と修正いたします。</p>
7		<ul style="list-style-type: none"> 指針第二（２）に「一時金の残余の支払に適切に充てられるようにする」とあるが、この支払は、これまでに訴訟を提起した者のみが対象となるのか。また、死亡者の家族にも支払うべきではないか。 	<p>法第三条の基本理念に「原因事業者に対し国が行う支援は、カネミ油症患者の生活の質の維持向上に資することを旨として、行われるものとする」とあることを踏まえ、当該支払は、訴訟を提起した方に限らず、全ての患者ご本人を対象とするものと考えております。「一時金の残余の支払」ですと、この点が不明確となりますので、ご指摘を踏まえ、第二の（２）冒頭に「カネミ油症患者の生活の質の維持向上に資することを目的として、」を追記し、「一時金の残余」のあとに、「等」を追記しました。</p> <p>また、第二の（３）の「一時金の支払」を「一時金の残余等の支払」と修正いたします。</p> <p>なお、「カネミ油症患者の生活の質の維持向上」という法の趣旨及び支払の水準を確保する観点から、死亡者の家族を対象とすることは困難と考えています。</p>

8	健康実態調査	<ul style="list-style-type: none"> 健康実態調査の調査票については患者の意向も考慮するとともに、簡便なものにしてほしい。 検査内容は数値だけなので細かい体調や苦しみが伝えられない。検査内容に問診等の追加を希望する。 高齢者、目が見えない被害者など、何らかの理由で自己記入が困難な者への配慮をお願いしたい。 	<p>健康実態調査については、患者の方々の意向に配慮し、過度な負担とならないようできるだけ簡便な内容にするとともに、必要に応じ、記入の介助等が行われるよう努めたいと考えております。</p>
9		<ul style="list-style-type: none"> 健康調査支援金等が課税対象とならないよう配慮して欲しい。 健康調査支援金等が生活保護費から差し引かれたり、児童扶養手当等に影響がないよう、配慮して欲しい。 	<p>健康調査支援金等の税制上の扱い、生活保護や児童扶養手当における取り扱いについては関係省庁と連携して検討を行ってまいります。</p>
10		<ul style="list-style-type: none"> 現在生存していても、健康調査支援金の支給決定日に対象者が死亡している場合はどうなるのか。 健康調査支援金は死んだ家族の分も遺族年金として受け取れるようにしてほしい。 	<p>健康調査支援金の支給は、健康実態調査の実施時点で生存し、調査にご協力いただいた方を対象としています。</p>
11	認定基準の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 患者の2世、3世も救済の対象を広げてほしい。 事件当時胎児だった者も認定の対象にしてほしい。 様々なデータに基づいて、より抜本的な診断基準の見直しを行ってほしい。 	<p>認定基準の見直しについては、平成24年8月28日に参議院厚生労働委員会において行われた附帯決議を踏まえ、カネミ油症事件が発生した当時の同居家族でポリ塩化ビフェニル等が混入した食用油の摂取等を原因とする健康被害を受けた者が、家族内で認定結果が分かれることのないよう、診断基準を拡大する方向で速やかに結論をとりまとめるよう、油症治療研究班に対して要請することとしています。</p> <p>カネミ油症患者の2世・3世の方等は、「カネミ油症事件が発生し</p>

			<p>た当時の同居家族」には該当しないことから、当該要請の対象とはなっておりません。なお、指針第4において、診断基準については、今後とも、カネミ油症患者に関する調査研究の成果、検診の結果等を踏まえ、最新の科学的な知見に基づいて随時見直しを行っていくこととしています。</p>
1 2	<ul style="list-style-type: none"> ・地域により患者の認定に違いがないようにしてほしい。 ・患者の認定については、過去の検診記録や当時の状況の聞き取り等も加味してほしい。 	<p>患者の認定については、診断基準に基づいて、適切に判断がなされるよう、認定を行う地方自治体への情報提供等に努めていきます。</p>	
1 3	<ul style="list-style-type: none"> ・同居家族内で認定結果が分かれることのないよう診断基準を見直すことは、医学的見地からの問題はないのか。救済は必要と考えるが、認定という言葉は医学的見地から正しくないのではないか ・食べていない人が認定されては不公平なので、安易な認定はしないでほしい。 	<p>今般の診断基準の見直しは、平成24年8月28日に参議院厚生労働委員会において行われた附帯決議を踏まえ、油症の発生当時に、食事を共にしていた同居家族が、家族でありながら認定が分かれているという特別な事情に鑑みて行うものです。このため、こうした趣旨を踏まえて検討するよう、油症研究班に要請することとしています。</p>	

1 4		<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定患者の家族内未認定生存者の救済は、認定患者の生存が条件か、否か。 	<p>認定基準の見直しについては、平成24年8月28日に参議院厚生労働委員会において行われた附帯決議を踏まえ、カネミ油症事件が発生した当時の同居家族でポリ塩化ビフェニル等が混入した食用油の摂取等を原因とする健康被害を受けた者が、家族内で認定結果が分かれることのないよう、診断基準を拡大する方向で速やかに結論をとりまとめるよう、油症治療研究班に対して要請することとしています。この中の、「カネミ油症事件が発生した当時の同居家族」の趣旨としては、認定患者が現在まで生存していることを条件とは考えておりません。</p>
1 5	調査及び研究	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究班が十分なリサーチをできる環境を整えてほしい ・ 患者の二世・三世を含めた研究を進めてほしい。 ・ 油症治療研究班以外にも多様な主体が研究に携わるべき。また、研究班において蓄積された詳細な情報を公開するなど様々な研究者による検証が可能な環境を作るべきである。 ・ ダイオキシン類被害の解明と治療法の開発のため、被害者、支援者、関係者の要望を十分に活かし、他の研究の推進とともに助成を広げて頂きたい。 	<p>今後も油症治療研究班への助成を行い、ダイオキシン類の生物学的毒性の解明及び症状の緩和並びにダイオキシン類の排泄促進その他の治療方法の開発等、様々な観点から、カネミ油症に関する調査及び研究の効果的な推進を図っていくこととしています。</p> <p>また、25年度の厚生労働科学研究において、ダイオキシン類の濃度と発達との関係等についての研究を公募するなど、油症研究班以外にもダイオキシン類に関する研究を実施していく予定です。</p> <p>こうした研究に加え、国内外の様々な研究成果を活用しながら、油症対策を進めていきたいと考えています。</p>

			油症治療研究班に蓄積される最新の研究成果や医師の治療の参考となる症例集について、全国の医療機関に対してインターネット等により速やかに情報提供していきます。
16		前文において、国は、油症治療研究班に対し、研究、検診、相談等に係る事業の実施に要する費用の一部を助成してきた、とあるが、油症治療研究班の費用の残りは誰がどのようなかたちで負担しているのか。	油症研究班に対する国庫補助については、補助要綱上、費用の一定額を補助するとなっていることから、このような記載としていますが、現在は、事実上、費用の全額を補助しています。
17	油症患者受療券	<ul style="list-style-type: none"> 油症患者受療券が利用できる医療機関を拡大してほしい。特に、公立病院や総合病院を主体として指定をしてほしい。 医療機関拡大のため、医師会や病院団体等への周知・広報も必要である。 	油症患者受療券の利用可能な医療機関については、カネミ油症患者のご要望を健康実態調査において把握した上で、関係都道府県と連携して、医療機関等と調整し、対象となる医療機関数の拡大を図ることとしています。
18		油症患者受療券が医療機関に受け入れられるよう、受療券に厚労省の名称を入れるなど厚労省が関与してほしい。	今後、油症患者受療券を使用できる医療機関を厚生労働省ホームページで公表し周知するなど、油症患者受療券の普及に資するための対策を講じていきます。

19	相談体制	<p>未認定の人の相談先を設ける、医療費の支払窓口を設ける、相談員の人員を拡充するなど、相談体制を強化してほしい。</p>	<p>指針第六に記載しているように、国は油症相談員による取組を支援するとともに、関係都道府県と連携して、カネミ倉庫株式会社による医療費の支払い等に関するカネミ油症患者からの相談に対応していくこととしています。</p>
20		<p>相談事業については、その概要（主な相談内容等）を公表すべき。</p>	<p>相談事業については、厚生労働省ホームページ等を通じて周知を行うとともに、今後、他の患者の方々にも活用していただけるよう、その主な相談内容等を公表することについて、油症治療研究班とともに、検討していきます。</p>
21	情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・カネミ油症は全身の症状を伴うことに理解が乏しいなど、医師のカネミ油症に関する知識が不足しているので、医師に情報提供をしてほしい。 ・カネミ油症は全身の疾患なので、臓器ごとではなく、総合的な観点から診療を受けたい。 	<p>ご指摘を踏まえ、指針第六の「カネミ油症に係る知見を有する医師」を「カネミ油症の症状、治療等に係る知識や理解を有する医師」と修正いたします。</p> <p>油症治療研究班に蓄積される最新の研究成果や医師の治療の参考となる症例集について、全国の医療機関に対してインターネット等により速やかに情報提供していきます。</p>
22	定期的な協議	<ul style="list-style-type: none"> ・国、カネミ倉庫株式会社及びカネミ油症患者による定期的な協議における代表者は人数を限定するとともに、弁護士・支援者などは含めないようにすべき。 ・三者協議においては、弁護士・支援者などにも意見を言わせてほしい。 	<p>国、カネミ倉庫株式会社及びカネミ油症患者による定期的な協議（以下「三者協議」という。）の在り方については、当事者であるカネミ倉庫株式会社及びカネミ油症患者の団体の方々と相談する中で検討することとしています。</p>

2 3		<p>三者協議においては、患者への旅費の支給など、患者が出席しやすくなるようにしてほしい。</p>	<p>異なる立場の三者が参画する三者協議の性格上、患者の方々に国から旅費を支給することは困難と考えていますが、できるだけ患者の方々が出席しやすいよう、九州地方で開催するなどの配慮を行っていきたいと考えております。</p>
2 4	普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・カネミ油症に関する正しい知識の普及啓発について、国、医療機関、関係地方公共団体における具体的な取組を示してほしい。 ・本法律や、検診の案内、医療機関の一覧など、法律に基づく支援策について、リーフレット等により広く周知してほしい。 	<p>カネミ油症患者の支援策について患者の方々等に周知するとともに、カネミ油症に関する正しい知識の普及啓発を図るため、カネミ油症の概要、法や支援策、検診のご案内、医療機関の一覧表等について、厚生労働省ホームページ等を通じて情報提供を行ってまいります。</p>
2 5	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・関係地方公共団体の過度な負担とならないよう、予算等において配慮すべき。 	<p>国が行う健康実態調査支援金の支給については国の負担で実施します。</p> <p>また、関係地方公共団体には、法第五条に規定された責務を踏まえ、対応をお願いしたいと考えています。</p>
2 6		<ul style="list-style-type: none"> ・本指針は随時必要に応じて見直すべきであって、意見募集も今回に限らず随時行うべきである。 	<p>本指針の見直しについては、現時点では未定ですが、今後の施策の進捗状況等に応じて、適切に見直しを行っていくものと考えています。</p>

※指針第三の平成20年度の健康実態調査の実施体制について、不正確な記述であったことから、「平成20年度には、油症治療研究班において」を「平成20年度には、国において、油症治療研究班の協力を得て」に修正します。